

## 全国・全道スポーツ大会開催運営補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市補助金等交付規則（平成30年3月30日規則第9号）に基づき、苫小牧市で開催される小学校、中学校、高等学校及び高等専門学校の学生を対象としたスポーツ競技の全国大会並びに全道大会の開催に必要な経費の一部に対し、全国・全道スポーツ大会開催運営補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、苫小牧市で開催され、次の各号の全てに該当する各地区の予選大会等を経て開催される大会とする。ただし、市長が特に必要と認める場合はその限りではない。

- (1) 主に小学校、中学校、高等学校及び高等専門学校の学生を対象とし、小学校、中学校及び高等学校の学生の総数が出場者全体の半数を超える大会
- (2) 次のいずれかの団体が主催する大会
  - ア 公益財団法人日本スポーツ協会加盟の競技団体
  - イ 全国中学校体育連盟
  - ウ 北海道中学校体育連盟
  - エ 公益財団法人全国高等学校体育連盟
  - オ 北海道高等学校体育連盟
  - カ 全国高等学校野球連盟
  - キ 北海道高等学校野球連盟

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象として認められる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2のとおりとする。なお、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費の対象外とする。

- (1) 第6条の定める交付決定の前の契約、発注等により生じた経費
- (2) その他補助事業に適さないと認められる経費

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表1のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、大会開催の2週間前（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合はその前日）までに全国・全道スポーツ大会開催運営補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 大会要項
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認め

るときは、補助金の交付を決定し、速やかに全国・全道スポーツ大会開催運営補助金交付（変更）決定通知書（様式第3号）により通知する。

（交付申請の取下げ）

第7条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から14日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の変更等）

第8条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の額又は補助事業の内容を変更（次条に規定する軽微な変更を除く。）しようとするとき

(2) 補助事業の一部若しくは全部を中止し、又は廃止しようとするとき

2 補助事業者は前項第1号に規定するときは、全国・全道スポーツ大会開催運営補助金変更交付申請書（様式第4号）を、同項第2号に規定するときは、全国・全道スポーツ大会開催運営補助金補助事業中止（廃止）申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 市長が前項の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、全国・全道スポーツ大会開催運営補助金交付（変更）決定通知書（様式第3号）又は、全国・全道スポーツ大会開催運営補助金補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、申請者にその旨を通知する。

（軽微な変更の範囲）

第9条 前条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 補助対象経費の10分の2に相当する金額以内の変更の場合

(2) 補助金の増額を伴わない事業計画の細部を変更する場合

（実績報告）

第10条 補助事業者は、大会終了後1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで全国・全道スポーツ大会開催運営補助金実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第8号）

(2) 大会成績報告書

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、全国・全道スポーツ大会開催運営補助金確定通知書（様式第9号）により、申請者に対し、確定した補助金の額を通知する。

（是正のための措置）

第12条 市長は、第10条の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、

これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命じることができる。

2 第10条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

#### (交付の時期)

第13条 補助金は、第11条の規定により補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付すること（以下「概算払」という。）ができる。

2 補助事業者は、前項の規定により、概算払を受けようとするときは、全国・全道スポーツ大会開催運営補助金概算払申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

3 市長が前項の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、全国・全道スポーツ大会開催運営補助金概算払決定通知書（様式第11号）により、申請者へ通知する。

#### (補助金の精算)

第14条 市長は、前条の規定により概算払を行ったときは、補助金の額の確定後、申請者に対し、交付した補助金の精算を行わなければならない。

#### (交付の請求)

第15条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、全国・全道スポーツ大会開催運営補助金（概算払）請求書（様式第12号）を交付決定を受けた年度内に市長に提出しなければならない。

2 補助事業者が前項の規定に基づき補助金を請求するにあたり受領者が補助事業者の代表者と異なる場合においては、委任状（様式第13号）を各種請求書に添えて市長に提出しなければならない。

#### (決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱に基づく指示に違反したとき。

#### (補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により決定の取消しを行った場合において、既に補助金を交付しているときは、返還命令書（様式第14号）により当該取消しの部分につき、期限を定めて返還を命じるものとする。なお、補助金の額の確定後、既にその額を超える補助金を交付しているときも、同様とする。

#### (違約加算金及び違約延滞金)

第18条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該補助金が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）

第2条第4項に規定する間接補助金等であるとき又はやむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき法第

19条に規定する割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかった場合は、やむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき法第19条に規定する割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

#### （財産の処分の制限）

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号に掲げるものを市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を超過した場合は、この限りではない。

- (1) 重要な動産で市長が定めるもの
- (2) 前号に掲げるものの従物
- (3) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるもの

#### （補助金に係る経理）

第20条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

#### （暴力団等の排除）

第21条 市長は、補助事業者が苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第4項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かについて、必要に応じ照会を行うものとする。

- 2 市長は、補助事業者が暴力団等に該当することが判明したときは、当該暴力団等に補助金を交付しない旨の決定をするものとする。
- 3 市長は、補助金の交付決定を受けたものが暴力団等に該当すると判明したときは、当該暴力団等に係る補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付されている補助金の返還を命じるものとする。

#### （委任）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

大会規模	参加人数	予算規模	補助額
全国	1,000人以上	10,000千円以上	2,000千円以内
		10,000千円未満 5,000千円以上	1,000千円以内
		5,000千円未満 3,000千円以上	500千円以内
		3,000千円未満 2,000千円以上	300千円以内
		2,000千円未満 1,000千円以上	200千円以内
		1,000千円未満	100千円以内
		1,000人未満 800人以上	5,000千円以上
	5,000千円未満 3,000千円以上		500千円以内
	3,000千円未満 2,000千円以上		300千円以内
	2,000千円未満 1,000千円以上		200千円以内
	1,000千円未満		100千円以内
	800人未満 600人以上	3,000千円以上	500千円以内
		3,000千円未満 2,000千円以上	300千円以内
		2,000千円未満 1,000千円以上	200千円以内
		1,000千円未満	100千円以内
	600人未満 400人以上	2,000千円以上	300千円以内
		2,000千円未満 1,000千円以上	200千円以内
		1,000千円未満	100千円以内
	400人未満 200人以上	1,000千円以上	200千円以内
		1,000千円未満	100千円以内
	200人未満		100千円以内
全道			150千円以内

別表 2 (第 3 条関係)

補助対象経費	
報償費、報酬費	審判、医師又は看護師への謝金
旅費	審判、医師、看護師、役員等の旅費
消耗品費	オフィス事務用品、文具、コピー用紙、トロフィー等の消耗品
印刷製本費	ポスター、パンフレット、プログラム、賞状等の印刷代等
通信運搬費	郵便料、宅配便料金、電話代等
手数料	振込手数料等
使用料及び賃借料	会場・会議室等の使用料、用具等の賃借料等
設営費	会場等の設営に係る費用
食糧費	お弁当、茶菓子代等
会議費	大会のために開催される会議に係る費用
その他	その他市長が必要と認める費用

様式第1号（第5条関係）

全国・全道スポーツ大会開催運営補助金交付申請書

年 月 日

苫小牧市長 様

(申請者)  
住所  
団体名  
代表者  
(申請担当者 )  
(連絡先 )

大会開催に係る運営費について補助金の交付を受けたいので、全国・全道スポーツ大会開催運営補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 大会名
- 3 大会期間 年 月 日 から 年 月 日
- 4 出場予定者数  
小学校の学生 名  
中学校の学生 名  
高等学校の学生 名  
高等専門学校<sup>の</sup>学生 名  
合計 名  
※高等学校以下の学生の割合 割
- 5 添付書類  
(1) 収支予算書（様式第2号）  
(2) 大会要項（開催概要がわかるもの）  
(3) その他市長が必要と認める書類
- 6 その他

様式第2号（第5条関係）

収支予算書

1 収入

科 目	金 額	備 考
	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

2 支出

科 目	金 額	備 考
対 象 経 費	円	
	円	
	円	
	円	
	小 計	円
対 象 外 経 費	円	
	円	
	円	
	円	
	小 計	円
合 計	円	

様式第3号（第6条関係）

全国・全道スポーツ大会開催運営補助金交付（変更）決定通知書

苫小牧市指令 第 号  
年 月 日

様

苫小牧市長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付（変更）申請につきましては、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 （変更後の）補助金交付決定額 円
- 2 補助金の交付条件
  - (1) 苫小牧市補助金等交付規則（平成30年4月1日規則第9号）に従わなければならない。
  - (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けなければならない。ただし、全国・全道スポーツ大会開催運営補助金交付要綱で定める軽微な変更についてはこの限りでない。
  - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならない。
  - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
  - (5) 全国・全道スポーツ大会開催運営補助金交付要綱で定める条件に従わなければならない。

様式第4号（第8条関係）

全国・全道スポーツ大会開催運営補助金変更交付申請書

年 月 日

苫小牧市長 様

(申請者)  
住所  
団体名  
代表者  
(申請担当者 )  
(連絡先 )

年 月 日付け苫小牧市指令 第 号により交付決定を受けた補助事業について、補助金の変更を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更後の補助金交付申請額 円
- 4 変更後の収支予算書 別紙のとおり
- 5 変更箇所がわかる資料 別紙のとおり

様式第5号（第8条関係）

全国・全道スポーツ大会開催運営補助金補助事業中止（廃止）申請書

年 月 日

苫小牧市長 様

（申請者）

住所

団体名

代表者

（申請担当者）

（連絡先）

年 月 日付け苫小牧市指令 第 号で補助金の交付を決定された全国・全道スポーツ大会開催運営補助金について、補助事業を中止（廃止）したいので下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

様式第6号（第8条関係）

全国・全道スポーツ大会開催運営補助金補助事業中止（廃止）承認通知書

苫小牧市指令 第 号  
年 月 日

様

苫小牧市長

年 月 日付けで申請のあった補助事業の中止（廃止）については、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 承認内容  
申請理由のとおり

様式第7号（第10条関係）

全国・全道スポーツ大会開催運営補助金実績報告書

年 月 日

苫小牧市長 様

(申請者)  
住所  
団体名  
代表者  
(申請担当者 )  
(連絡先 )

年 月 日付け苫小牧市指令 第 号により交付決定を受けた全国・全道スポーツ大会開催運営補助金について、全国・全道スポーツ大会開催運営補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円   |
| 2 | 補助金既交付額  | 円   |
| 3 | 精算額      | 円   |
| 4 | 大会名      |   |
| 5 | 大会期間     | 年 月 日 から 年 月 日  |
| 6 | 出場者数     | 小学校の学生 名<br>中学校の学生 名<br>高等学校の学生 名<br>高等専門学校の学生 名<br>合計 名<br>※高等学校以下の学生の割合 割 |
| 7 | 添付書類     | (1) 収支決算書（様式第8号）<br>(2) 大会成績報告書<br>(3) その他市長が必要と認める書類                       |
| 8 | その他      |   |

収支決算書

1 収入

科 目	予算額 【A】	決算額 【B】	差引 【B-A】	備 考
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
合 計	円	円	円	

2 支出

科 目	予算額 【A】	決算額 【B】	差引 【B-A】	備 考
対 象 経 費	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	小 計	円	円	円
対 象 外 経 費	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	小 計	円	円	円
合 計	円	円	円	

様式第9号（第11条関係）

全国・全道スポーツ大会開催運営補助金確定通知書

苫小牧市指令 第 号  
年 月 日

様

苫小牧市長

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- |            |   |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 精算額      | 円 |
| 3 補助金交付確定額 | 円 |

様式第10号（第13条関係）

全国・全道スポーツ大会開催運営補助金概算払申請書

年 月 日

苫小牧市長 様

(申請者)  
住所  
団体名  
代表者  
(申請担当者 )  
(連絡先 )

年 月 日付け苫小牧市指令 第 号で補助金の交付を決定された全国・全道スポーツ大会開催運営補助金について、概算払を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- |   |            |   |
|---|------------|---|
| 1 | 補助金交付決定額   | 円 |
| 2 | 既に概算払を受けた額 | 円 |
| 3 | 今回概算払申請額   | 円 |
| 4 | 概算払を受けたい時期 |   |
| 5 | 申請の理由      |   |

様式第11号（第13条関係）

全国・全道スポーツ大会開催運営補助金概算払決定通知書

苫小牧市指令 第 号  
年 月 日

様

苫小牧市長

年 月 日付けで申請のあった補助金の概算払申請につきましては、下記のとおり概算払  
をすることに決定したので、通知します。

記

- 1 概算払をする時期
- 2 概算払をする金額 円

様式第12号（第15条関係）

年 月 日

苫小牧市長 様

申請者 住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者氏名） 印  
※下線部項目すべてに記載がある場合は押印省略可

全国・全道スポーツ大会開催運営補助金補助金（概算払）請求書

年 月 日付け苫小牧市指令 第 号で補助金の交付を決定された全国・全道スポーツ大会開催運営補助金について、下記により金 円を（概算払により）請求します。

記

1 請求の内容

事業費	補助金の額	既受領額	今回請求額	残額	備考
円	円	円	円	円	

振込銀行	支店名	預金区分	口座番号	フリガナ 口座名義人

発行責任者及び担当者

- 発行責任者 (連絡先 )
- 担当者 (連絡先 )

様式第13号(第15条関係)

苫小牧市長 様

(申請者)  
住所  
団体名  
代表者  
(申請担当者 )  
(連絡先 )

委任状

年 月 日付け苫小牧市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた全国・全道スポーツ大会開催運営補助金に係る受領行為について、次の者を代理人と定め、一切の権限を委任します。

受任者 住所  
氏名 印

委任者 住所  
氏名 印

様式第14号（第17条関係）

苫小牧市 第 号  
年 月 日

様

苫小牧市長

### 返還命令書

年 月 日付け苫小牧市指令 第 号で額を確定した補助金については、苫小牧市補助金等交付規則（平成30年3月30日規則第9号）第19条の規定により、下記のとおり返還を命じる。

#### 記

- 1 返還金額 円
- 2 返還期限 年 月 日まで
- 3 返還を命じる理由
- 4 返還方法